

富山県の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本 台帳人口 (R6年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) R5年度の 人件費率
R6年度	人 1,008,536	千円 589,846,555	千円 1,551,655	千円 130,470,043	% 22.1	% 20.5

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

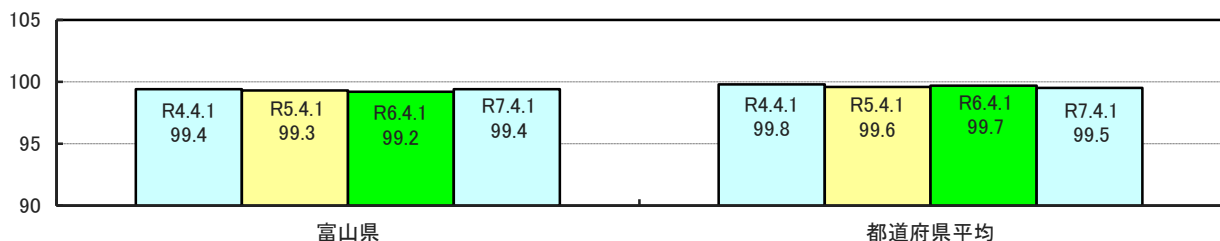
区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一 人当たり 給与費 B / A	(参考)都道 府県平均一 人当たり給 与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
R6年度	人 13,855	千円 60,278,985	千円 11,210,688	千円 24,312,913	千円 95,802,586	千円 6,915	千円 7,115

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和6年1月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給割合) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給割合) により算出。)

- 3 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
R7年度	円 382,886	円 371,260	11,626円 (3.13%)	% 3.13	% 3.13	% 3.62

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給（期末・勤勉手当）

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
R7年度	月 4.66	月 4.60	月 0.06	月 0.05	月 4.65	月 4.65

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の引上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なりを解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

①給料表の見直し

[**実施**] 未実施]

実施内容（実施時期、具体的な実施内容）

（給料表の改定実施時期）令和7年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から7級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の引上げを行うとともに、8級から9級の隣接する級間での給料月額の重なりを解消等を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

(支給割合) 国基準3%に対し、富山県においても3%を支給。
 (実施時期) 令和7年4月1日より実施。

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

③その他の見直し内容

扶養手当、通勤手当、単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。
 (令和7年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和7年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
富山県	42歳10月	329,503円	403,369円	359,220円
国	41歳11月	332,237円	414,480円	—
都道府県平均	42歳4月	329,304円	420,139円	372,087円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/ B
	平均年齢	職員数	平均給料 月額	平均給与月 額 (A)	平均給与 月額 (国比較ベ ース)	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給料 月額 (B)	
富山県	55歳5月	9人	265,189円	285,703円	273,196円	—	—	—	—
うち運転手	62歳0月	4人	227,525円	242,652円	232,645円	自家用自動車 運転者	59歳5月	269,700円	0.90
うち用務員	54歳4月	1人	293,800円	322,801円	302,614円	用務員	52歳5月	241,300円	1.34
国	51歳4月	1,703人	294,567円	—	337,907円	—	—	—	—
都道府県平均	53歳8月	140人	309,925円	366,087円	341,488円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
富山県	—	—	—
うち運転手	3,840,824円	3,459,200円	1.11
うち用務員	5,141,112円	3,231,900円	1.59

③ 高等（特別支援・専修・各種）学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
富山県	44歳11月	372,599円	416,994円
都道府県平均	44歳7月	378,535円	442,107円

④ 小・中学校（幼稚園）教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
富山県	41歳4月	362,188円	395,872円
都道府県平均	41歳7月	366,616円	424,360円

⑤ 警察職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
富山県	38歳7月	336,598円	444,137円	361,927円
国	41歳8月	339,095円	399,794円	—
都道府県平均	39歳5月	345,913円	494,513円	397,690円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		富 山 県	国
一般行政職	大 学 卒	225,600円	220,000円
	高 校 卒	194,500円	188,000円
技能労務職	高 校 卒	185,700円	—
	中 学 卒	185,700円	—
高等学校教育職	大 学 卒	252,000円	—
	高 校 卒	230,800円	—
小・中学校教育職	大 学 卒	252,000円	—
	高 校 卒	235,100円	—
警 察 職	大 学 卒	257,900円	255,200円
	高 校 卒	226,000円	216,400円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和7年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	290,338円	363,816円	392,319円	403,667円
	高校卒	259,055円	326,980円	—（該当者なし）円	386,479円
技能労務職	高校卒	—（該当者なし）円	—（該当者なし）円	—（該当者なし）円	—（該当者なし）円
	中学卒	—（該当者なし）円	—（該当者なし）円	—（該当者なし）円	—（該当者なし）円
高等学校 教育職	大学卒	343,465円	396,887円	421,731円	439,591円
	高校卒	—（該当者なし）円	—（該当者なし）円	—（該当者なし）円	—（該当者なし）円
小・中学校 教育職	大学卒	342,968円	398,883円	418,752円	429,760円
	高校卒	—（該当者なし）円	—（該当者なし）円	—（該当者なし）円	—（該当者なし）円
警察職	大学卒	303,197円	379,761円	411,675円	422,414円
	高校卒	288,474円	349,282円	388,700円	404,473円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

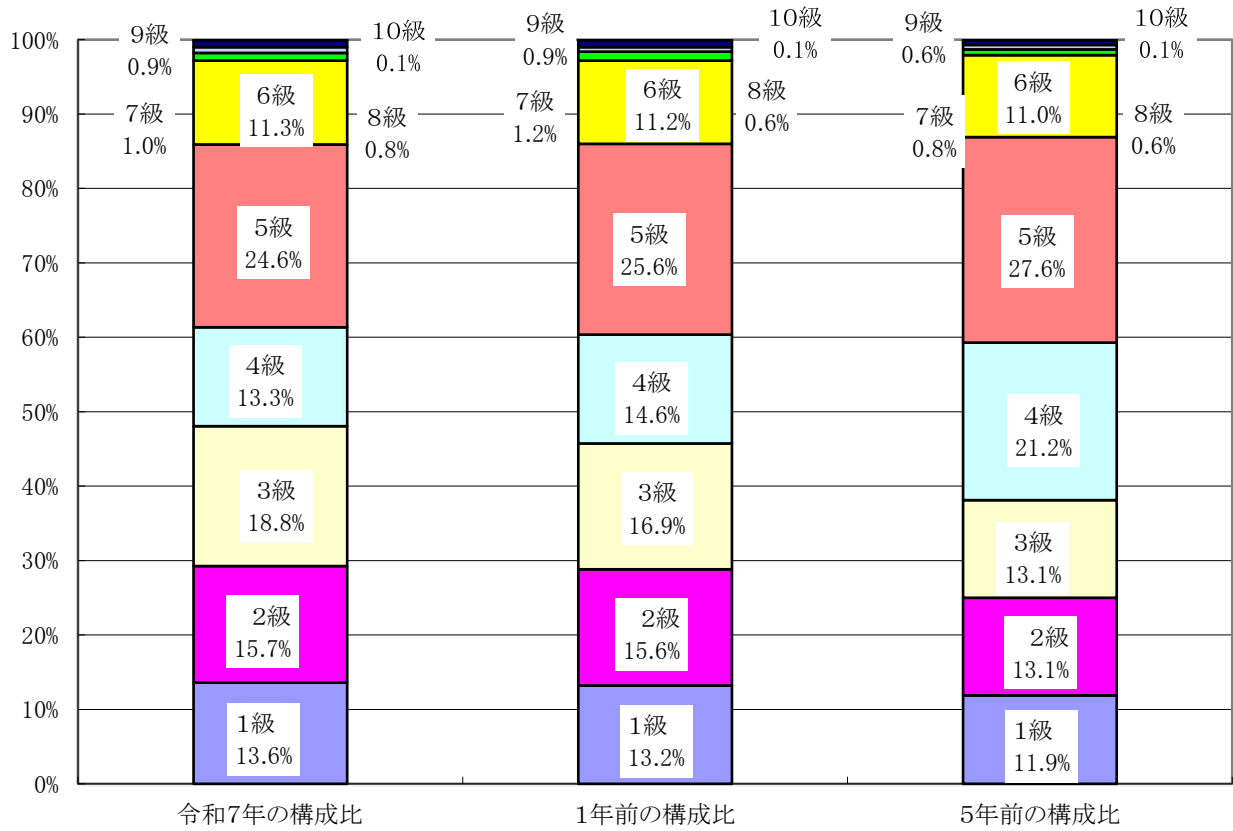
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の給 料月額
1級	主事、技師	435人	13.6%	183,500円	258,100円
2級	主事、技師	504人	15.7%	230,000円	308,500円
3級	係長、主任	602人	18.8%	265,300円	354,700円
4級	係長、主任	425人	13.3%	298,800円	386,100円
5級	本庁の課長補佐 大規模出先機関の課長	788人	24.6%	321,300円	398,200円
6級	本庁の課長 出先機関の長	362人	11.3%	355,200円	415,700円
7級	本庁の室長 大規模出先機関の長	33人	1.0%	408,300円	450,900円
8級	本庁の次長	26人	0.8%	458,300円	488,500円
9級	本庁の部長	29人	0.9%	510,200円	540,900円
10級	本庁の部長	2人	0.1%	550,800円	580,600円

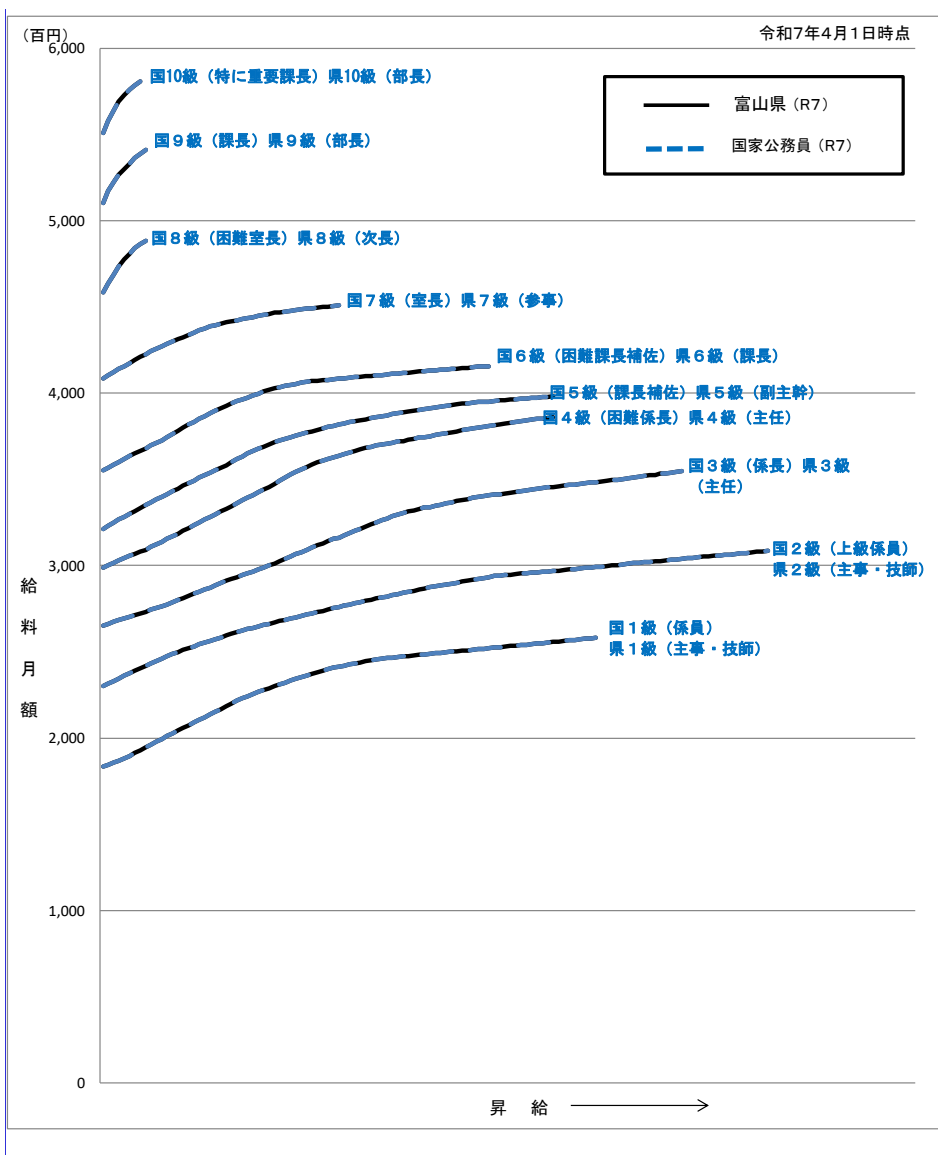
(注) 1 ○○都道府県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

(例)



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

富 山 県		国	
1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,696千円		—	
（令和6年度支給割合） 期末手当 2.50月分 （1.40）月分	勤勉手当 2.10月分 （1.00）月分	（令和6年度支給割合） 期末手当 2.50月分 （1.40）月分	勤勉手当 2.10月分 （1.00）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～20% 管理職加算15～25%		（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～20% 管理職加算10～25%	

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和7年4月1日現在）

富 山 県			国		
（支給率）	自己都合	・ 定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
調整率	83.7/100		調整率	83.7/100	
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（3%～45%加算）			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（3%～45%加算）		
1人当たり 平均支給額			—		
	自己都合	・ その他			
	3,061千円	22,333千円			

（注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		1,258,438千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		153,787円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
東京都特別区	20%	21人	20%
大阪市	16%	3人	16%
名古屋市	14%	1人	14%
富山市	3%	7,972人	3%
上記以外の市町村	0%	7,103人	0%
医師	16%	248人	16%
平均支給割合	2.00%	—	2.00%

（注） 「国の制度（支給割合）」の欄の平均支給割合は、企業会計等を除く普通会計から給与を支給されている一般職の職員に対し国の支給割合で支給したと仮定した場合の加重平均の支給割合である。

(4) 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		1,239,843千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		197,932円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度）		41.4%		
手当の種類（手当数）		28種		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和6年度 決算）	左記職員に対する支 給単価
税務手当	経営管理部税務課（庁舎外で業務に従事する者に限る。）又は県税事務所に勤務する職員	県税の賦課、徴収等	11,648千円	日額740円以内
指導訓練手当	消防学校に勤務する職員	消防学校の実技訓練	124千円	日額450円
社会福祉業務手当	厚生センター、障害者相談センター等に勤務する職員	厚生センター等における福祉業務	18,100千円	業務により月額20,000円以内又は日額500円以内
社会福祉施設等業務手当	富山学園等に勤務する職員	社会福祉施設における保護、看護、指導訓練等	38,814千円	給料月額100分の16以内
病院業務手当	中央病院に勤務する職員	病院業務	149,266千円	月額17,420円以内又は給料月額100分の8以内
医療業務手当	本庁、厚生センター等に勤務する医師又は歯科医師である職員	医療又は公衆衛生業務	130,776千円	業務により月額80,000円以内又は勤務1回につき9,000円以内又は勤務1時間につき2,100円

看護職員等処遇改善手当	中央病院に勤務する保健師、助産師、看護師及び准看護師を補助する職員		99,512千円	月額12,000円以内
夜間看護手当	中央病院に勤務する助産師若しくは看護師である職員	午後10時から午前5時までの看護等の業務	181,041千円	勤務1回につき7,300円以内、通勤距離により1,140円以内の額を加算
精神保健業務手当	厚生センター、心の健康センター等に勤務する職員	精神障害者の相談指導、護送等	431千円	日額300円
野犬捕獲手当	厚生部生活衛生課又は厚生センターに勤務する職員	野犬の捕獲、殺処分	34千円	日額450円
有害毒物等取扱手当	研究所等に勤務する職員	・毒劇物を使用した研究 ・病理細菌の試験検査 ・汚水施設等を有する工場等の立入検査等	2,432千円	日額300円
放射線等取扱手当	厚生センター、研究所等に勤務する職員	放射線を照射する作業	102千円	日額740円以内
感染症等防疫手当	従事職員	感染症患者の救護作業等	112千円	日額300円
	従事職員	特定新型インフルエンザ等から県民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業	0千円	日額4,000円以内
と畜検査等手当	食肉検査所に勤務すると畜検査員等	・獣畜のと殺・解体 ・死亡家畜の解体検査等	6,559千円	業務により給料月額額の100分の10以内又は日額1,200円以内
麻薬取締手当	麻薬取締員	麻薬取締業務	0千円	日額820円
職業訓練手当	技術専門学院に勤務する職員	職業訓練の実習指導	7,440千円	給料月額額の100分の8
家畜保健衛生業務手当	家畜保健衛生所に勤務する獣医師である職員	家畜の伝染病防疫、疾病の診断等	5,832千円	月額18,000円
乗船手当	農林水産部水産漁港課、農林水産総合技術センター等に勤務する職員	・漁業取締、水産試験調査 ・渡船の運航 ・ひき船作業	1,437千円	業務により日額810円以内又は月額6,600円

特殊自動車等 運転手当	土木センター、農林振 興センター等に勤務 する職員	大型特殊自動車等 の運転作業	293千円	日額 670 円以内
用地交渉手当	土木センター、農林振 興センター等に勤務 する職員	用地の取得等のた めの交渉の業務	1,884千円	日額 1,000 円以内
特殊現場作業 手当	土木センター、農林振 興センター等に勤務 する職員	足場が不安定な箇 所等における土木 工事等の調査、測量 等	9,074千円	日額 300 円等
高圧ガス等検 査手当	計量検定所、土木セン ター等に勤務する職 員	高圧ガスの製造施 設等の立入検査	47千円	日額 300 円
警察職員業務 手当	地方警察職員	・山岳遭難者救助作 業 ・銃器犯罪捜査作業 等	190,865千円	日額 2,000 円等
教員特殊業務 手当	教育職員	・非常災害時におけ る児童の保護等 ・週休日の部活動で の指導等	301,834千円	日額 16,000 円以内
多学年学級担 当手当	教育職員	2以上の学年をも って編成した学級 の担任	1,724千円	日額 290 円
教育業務連絡 指導手当	小学校、中学校等に勤 務する教諭又は養護 教諭	教務主任、学年主 任、生徒指導主事、 進路指導主事等の 担当業務	79,319千円	日額 200 円
教員兼務手当	教育職員	昼間授業本務職員 の夜間授業、夜間授 業本務職員の昼間 授業	1,967千円	授業 1 時間 1,070 円
道路補修手当	土木センターに勤務 する単純労務職員	道路補修業務	2千円	日額 270 円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和 6 年度決算）	3,662,259 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（令和 6 年度決算）	490千円
支給実績（令和 5 年度決算）	3,646,269千円
職員 1 人当たり平均支給年額（令和 5 年度決算）	487千円

(注) 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) 寒冷地手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		13,070千円
支給職員1人当たり平均支給年額（○年度決算）		66,347円
支給対象地域	世帯主等の区分	支給額（月額）
立山博物館、立山センター、森林政策課、農林水産総合技術センター森林研究所、小矢部川ダム管理事務所、上市川ダム管理事務所、室牧ダム管理事務所、利賀川ダム管理事務所、白岩川ダム管理事務所、境川ダム管理事務所、立山カルデラ砂防博物館、南砺平高等学校、富山市立小見小学校、富山市立神通碧小学校、上市町立白萩南部小学校、上市町立陽南小学校、立山町立立山小学校、南砺市立城端小学校、南砺市立上平小学校、南砺市立福光南部小学校、富山市立楡原中学校、南砺市立城端中学校、南砺市立平中学校、南砺市立南砺つばき学舎、南砺市立利賀学舎、高速道路交通警察隊福光分駐隊、黒部警察署宇奈月温泉警備派出所、上市警察署大岩警察官駐在所、上市警察署岩峯警察官駐在所、上市警察署立山公園口警察官駐在所、上市警察署室堂警備派出所、上市警察署馬場島警備派出所、富山南警察署笹津警察官駐在所、富山南警察署細入警察官駐在所、富山南警察署小見警察官駐在所、富山西警察署卯花警察官駐在所、富山西警察署野積警察官駐在所、南砺警察署西太美警察官駐在所、南砺警察署東太美警察官駐在所、南砺警察署城端交番、南砺警察署平警察官駐在所、南砺警察署上平警察官駐在所、南砺警察署利賀警察官駐在所	世帯主である職員 （扶養親族有）	月額19,800円
	世帯主である職員 （扶養親族無）	月額11,400円
	その他の職員	月額8,200円

(7) その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （令和6年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額 （令和6年度決算）
扶養手当	(1) 扶養親族1人につき行政職給料表7級以下は配偶者 3,000円、父母等 6,500円、行政職給料表8級相当以上は配偶者は支給しない、父母等 3,500円。 ただし子は 11,500円	異	○国の制度 (1) 同じ (2) 満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子1人につき、5,000円を加算	千円 1,206,449	円 249,009

	(2) 満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子1人につき、5,200円を加算				
住居手当	借家等 (1) 家賃23,000円以下の場合 家賃－12,000円 (2) 家賃23,000円を超える場合 11,000円+(家賃-23,000円)/2 (最高限度額 28,000円)	異	○国の制度 (1) 家賃27,000円以下の場合 家賃－16,000円 (2) 家賃27,000円を超える場合 11,000円+(家賃-27,000円)/2 (最高限度額28,000円)	千円 779,619	円 304,182
通勤手当	(1) 交通機関利用職員 6箇月定期券等の価による一括支給 全額支給限度額 1箇月当たり150,000円 (2) 交通用具使用職員 距離段階区分に応じ 2,000円～34,890円 (3) 駐車料金 駐車料金－3,000円 (上限3,000円)	異	○国の制度 (1) 同じ (2) 距離段階区分に応じ 2,000円～31,600円 (3) なし	千円 1,396,542	円 106,152
初任給調整手当	医学等に関する専門的知識を必要とし、かつ採用による欠員の補充が困難な職に採用された職員に支給 医師・歯科医師 採用後35年以内の期間、採用から1年を経過するごとにその額を逡減して支給(最高支給月額310,000円) 獣医師 採用後20年以内の期間、採用から1年を経過するごとにその額を逡減して支給(最高支給月額60,000円)	異	獣医師が支給対象となっている。	千円 624,399	円 2,214,179
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い転居しやむを得ない事情により配偶者等と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給 30,000円+加算額(※) ※職員の住宅と配偶者等の住居との交通距離が100km以上の場合に8,000～70,000円を加算	同		千円 48,327	円 389,735
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に当該職の区分に応じて146,400円以内を支給	同		千円 1,029,671	円 722,069
休日勤務手当	休日等において正規の勤務時間中に勤務した職員に支給 1時間当たりの給与額× 1.35×時間数	異	1時間当たりの給与額の算定に、寒冷地手当、特地勤務手当・へき地手当、月額の特種勤務手当、	千円 488,821	円 65,438

夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給 1時間当たりの給与額×0.25×時間数		農林漁業普及指導手当を含める。	千円 251,744	円 33,701
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員が勤務した場合に支給 ・庁舎・設備の保全等 6,800円 ・福祉施設等における管理監督 7,400円 ・医療当直看護師等6,900円 医師 21,000円	同		千円 549,086	円 313,584
管理職員特別勤務手当	(1) 管理職手当支給対象職員が臨時又は緊急の必要等により週休日等に勤務した場合に支給 6時間以下 4,000～12,000円 6時間超 6,000～18,000円 (2) 管理職手当支給対象職員が災害への対処等の臨時・緊急の必要によりやむを得ず平日深夜に勤務した場合に2,000～6,000円を支給	同		千円 257	円 257,000
特地勤務手当	生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に給料及び扶養手当の合計額に一定割合を乗じて得た額を支給 1級地 4% 3級地 12% 2級地 8% 4級地 16%	同		千円 12,161	円 2,026,776
義務教育等教員特別手当	小中学校、高等学校、特別支援諸学校に勤務する教育職員に級号給に応じて2,000～8,000円を支給			千円 493,857	円 64,506
定時制通信教育手当	定時制・通信制教育に従事する教育職員に給料の6%（管理職手当受給職員は4%）を支給			千円 49,488	円 218,011
産業教育手当	実習を伴う農業・水産・工業に関する科目を主として担任する教育職員に給料の6%を支給			千円 73,840	円 293,015
へき地手当	山間地等に所在する学校に勤務する教育職員に給料及び扶養手当の合計額に一定割合を乗じて得た額を支給 1級地 8% 4級地 20% 2級地12% 5級地 25% 3級地16% 準ずる地域 4%			千円 28,351	円 295,320

農林漁業 普及指導 手当	普及指導員が普及指導業務に従事 したときに、級に応じて8,500～ 14,500円を支給 ただし、管理職は支給対象外		千円 17,312	円 178,479
--------------------	---	--	--------------	--------------

5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等
給 料	知 事	1,300,000円
	副 知 事	1,020,000円
報 酬	議 長	910,000円
	副 議 長	860,000円
	議 員	780,000円
期 末 手 当	知 事	(令和6年度支給割合) 3.45月分
	議 長	(令和6年度支給割合) 3.45月分
退 職 手 当	知 事	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期) 130万円×在職月数×0.53 33,072千円 (任期毎又は退職時) 102万円×在職月数×0.4 19,584千円 (任期毎又は退職時)

(注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

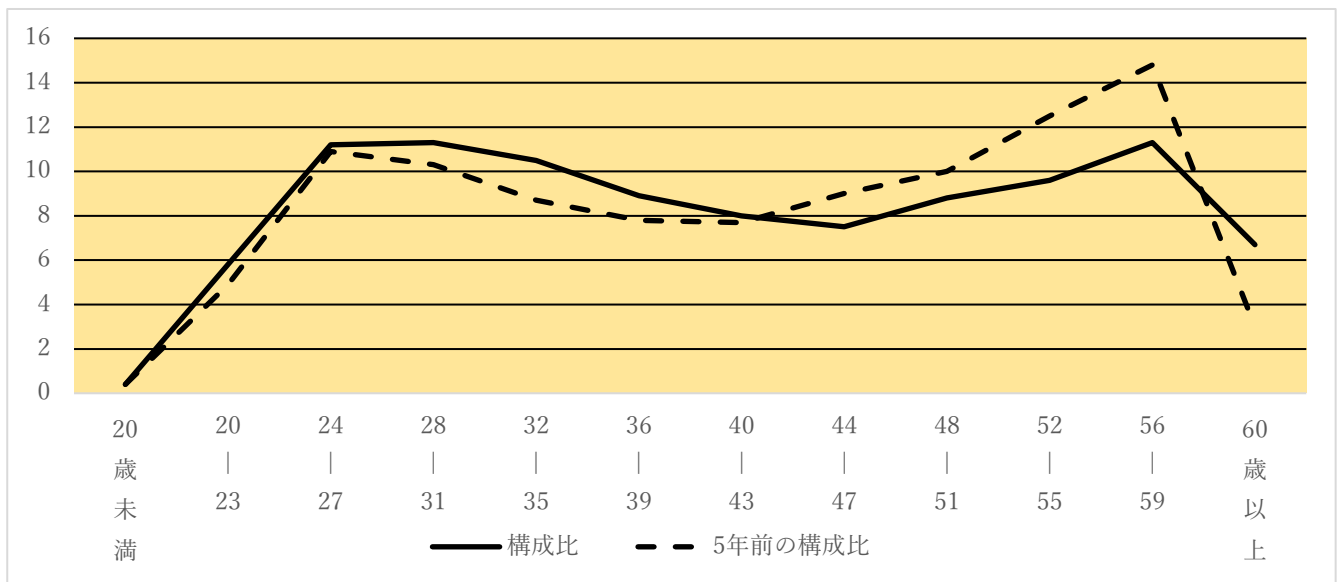
(各年4月1日現在)

部門		区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
			令和6年	令和7年		
普通 会 計 部 門	一般	総務企画	730	738	8	・総合計画策定のための増 ・任期付短時間勤務職員等への振替えによる減
		民生・衛星	790	775	△15	
		商工・労働	264	267	3	
		農林水産	741	737	△4	
		土木	694	707	13	
		計	3,219	3,224	5	(参考:人口10万当たり職員数324人)
	特別 行政 部門	教育部門	8,462	8,403	△59	・生徒数の減による教職員数の減
		警察部門	2,261	2,238	△23	
		小計	10,723	10,641	△82	(参考:人口10万当たり職員数1,071人)
	公会 営計 企部 業門 等	病院	1,171	1,175	4	・病棟薬剤指導の充実のため の増
その他		136	138	2		
小計		1,307	1,313	6		
合計			15,249 [82]	15,178 [82]	△71 [0]	(参考:人口10万当たり職員数 1,527人)

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(令和7年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	人 58	人 881	人 1,705	人 1,716	人 1,592	人 1,348	人 1,209	人 1,138	人 1,342	人 1,450	人 1,721	人 1,017	人 15,177

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年 度	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	3,210	3,216	3,217	3,218	3,219	3,224	14(0.4%)
教育	8,588	8,597	8,554	8,462	8,554	8,403	△185(△2.2%)
警察	2,299	2,287	2,281	2,261	2,281	2,238	△61(△2.7%)
普通会計計	14,097	14,100	14,052	13,941	14,054	13,865	△232(△1.6%)
公営企業等会計計	1,181	1,217	1,238	1,281	1,307	1,313	132(11.2%)
総合計	15,278	15,317	15,290	15,222	15,361	15,178	△100(△0.7%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。